

## 【資料3】

### ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱（案）

#### （設置）

第1条 県民の健康を保護するため、関係機関相互の連携の強化を図り、生産から消費に至る食の安全と安心の確保を目的として、ふくしま食の安全・安心推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食の安全・安心に関する基本方針の策定
- (2) 食の安全・安心に関する対策プログラムの策定及び進行管理
- (3) 食の安全に関する普及啓発
- (4) その他、食の安全・安心の確保に必要と認められること

#### （組織）

第3条 推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### （職務）

第4条 議長は、推進会議を主宰する。

- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

#### （会議）

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席を求めることができる。

#### （幹事会）

第6条 推進会議に幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、福島県保健福祉部次長（健康衛生担当）の職にある者をもって充てる。

#### （ワーキング会議）

第7条 幹事会にワーキング会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行う。

- 2 ワーキング会議は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、福島県保健福祉部食品生活衛生課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福島県保健福祉部食品生活衛生課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年6月19日から施行する。

2 福島県食品安全推進庁内連絡会議設置要綱（平成13年3月13日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月 日から施行する。

別表1（第3条関係）

推進会議委員

機 関 名	職 名
福 島 県	総務部長 危機管理部長 風評・風化戦略担当理事 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 教育長
福 島 市	保健所長
郡 山 市	保健所長
いわき市	保健所長

別表2（第6条関係）

幹事会

部局等名		職名
福島県	総務部	広報課長
	危機管理部	危機管理課長
		放射線監視室長
	企画調整部	風評・風化戦略室長
	生活環境部	消費生活課長
		自然保護課長
		水・大気環境課長
	保健福祉部	次長（健康衛生担当）
保健福祉総務課長		
健康づくり推進課長		
<u>感染症対策課長</u> ※		
食品生活衛生課長		
薬務課長		
商工労働部	産業振興課長	
農林水産部	農業振興課長	
	環境保全農業課長	
	農産物流通課長	
	水田畑作課長	
	園芸課長	
	畜産課長	
	水産課長	
	森林計画課長	
	林業振興課長	
教育庁	健康教育課長	
福島市	保健所	衛生課長
郡山市	保健所	生活衛生課長
いわき市	保健所	生活衛生課長

※ 組織改正に伴う改正  
（旧）地域医療課

別表 3 (第 7 条関係)

ワーキング会議

部局等名	職 名
別表 2 に掲げる部局等	<p>福島県保健福祉部食品生活衛生課長及び別表 2 に掲げる課等に所属する主幹、副課長又は主任主査。</p> <p>ただし、福島市保健所、郡山市保健所及びいわき市保健所にあつては、衛生関係課の課長補佐又は係長。</p>